

## **[事案 29-333] がん死亡保険金支払請求**

・平成 30 年 10 月 9 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

がんに対する有効な治療がないことを理由に、がん死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

がんに罹患し、転移して、民間療法で延命している状態であるので、平成 15 年 7 月に契約した利率変動型積立終身保険のがん特約にもとづき、がん死亡保険金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の病状に関し、がん死亡保険金の支払いを受けるためには、治療に伴う身体的負担に申立人が耐えられないために、一連の治療を受けられないと医師によって診断されていること等の要件を満たさなければならない。
- (2) 申立人のがんには標準的な治療が存在し、それを受けられない身体的理由があるとは認められないにもかかわらず、申立人は治療を受けずに緩和ケアを希望している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の病状等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、がん死亡保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。